

事 務 連 絡

平成 28 年 10 月 13 日

各課等の長 様

財 政 課 長

平成 29 年度予算編成方針について（通知）

このことについて、伊佐市予算事務規則第 4 条の規定により編成方針を定めたので、通知します。

平成 29 年度当初予算に係る経費の見積りにあたっては、本方針を厳守の上、予算見積書等を作成し、所定の期日までに提出していただきますようお願いします。

平成 29 年度 予算編成方針

I 国・県の動向

国の平成 29 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針（平成 28 年 8 月 2 日閣議了解）においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）で、昨年度決定された経済・財政再生計画の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から平成 28 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身を大胆に重点化することが示されたところである。

「基本方針 2016」においては、600 兆円経済の実現と平成 32 年度の基礎的財政収支黒字化実現すとの財政健全化目標を堅持、ワイズ・スペンディングの考え方にたって経済再生と財政健全化の二兎を追いながら改革の成果を活かして更に改革を推進するとし、その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」を約 4 兆円準備するなど、一億総活躍社会の実現に向けた施策を含め、骨太の方針、日本再興戦略等を踏まえた諸課題についての取組を強化している。

こうした中、地方交付税を含む「基礎的財政収支対象経費」は、76 兆 8,533 億円と過去最大の概算要求が各省庁からなされていること等を踏まえると、地方交付税等について厳しい調整が行われることも予想され、伊佐市にとって必要な財源を確保できるかどうか予断を許さない状況にある。

さらに、鹿児島県においては、高齢化の急速な進行や医療費の増により扶助費が引き続き増高する傾向にあり、また、公債費も引き続き高水準で推移することが見込まれていることなどを踏まえると、厳しい財政状況が続くと予想されるため、今後示される重点施策や財政運営の方針について、その内容に注視していく必要がある。

II 本市の財政見通し

◆◆ 約 24 億円の収支不足（H29～H31） ◆◆

本市では、平成 27 年度から平成 31 年度までの「伊佐市集中改革プラン（後期）」を策定し、持続可能な財政基盤の確立に向け、年度毎の目標を達成に向け不断の努力を行っている。とくに、平成 28 年度～平成 30 年度までを普通交付税の段階的縮減に対応する財政再生集中期間と定め、歳出の更なる縮減についての取組を強化しているところである。

こうした中で、直近の経済動向や国の中期財政計画、災害への対応等を踏まえ、新たに試算した財政収支見通しにおいては、平成 31 年までの 3 年間で約 24 億円、平成 29 年度単年度では約 8 億円の収支不足が見込まれる状況にあることから、政策効果が乏しい事業は廃止・縮小して政策効果の高い事業に転換するなど、国と同様に、市民生活への経済波及効果と財政健全化の二兎を追いながら、後年度の事業に対応するための財源確保に取り組んでいく。

このような本市の財政状況を全職員が改めて認識し、限られた財源を真に必要な事業に配分できるよう、協力願いたい。

【資料1】今後の財政収支見通し（平成29年度予算編成用）

【普通会計ベース】

決算 ← **決算見込** → 推計
(9月補正まで)

(単位：百万円)

| 歳入 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地方税 | 3,180 | 3,120 | 3,308 | 3,108 | 3,086 | 3,010 | 2,992 |
| 地方譲与税 | 178 | 170 | 177 | 149 | 149 | 149 | 149 |
| 各種交付金 | 279 | 327 | 559 | 529 | 528 | 528 | 528 |
| 地方特例交付金等 | 7 | 7 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 地方交付税 | 6,601 | 6,294 | 6,345 | 5,778 | 5,781 | 5,804 | 5,749 |
| 使用料・手数料 | 219 | 220 | 225 | 224 | 224 | 224 | 224 |
| 国庫支出金 | 1,794 | 2,428 | 2,406 | 2,498 | 2,518 | 2,277 | 2,256 |
| 県支出金 | 1,373 | 1,297 | 1,569 | 1,885 | 2,271 | 1,531 | 1,522 |
| 繰入金 | 77 | 48 | 82 | 777 | 0 | 0 | 0 |
| 繰越金 | 653 | 508 | 555 | 412 | 0 | 0 | 0 |
| 地方債 | 1,144 | 1,983 | 2,403 | 1,978 | 2,340 | 866 | 866 |
| その他 | 674 | 565 | 572 | 605 | 577 | 573 | 569 |
| 合計 | 16,179 | 16,967 | 18,209 | 17,951 | 17,482 | 14,970 | 14,863 |

| 歳出 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人件費 | 2,383 | 2,376 | 2,293 | 2,580 | 2,563 | 2,546 | 2,558 |
| 扶助費 | 3,455 | 3,613 | 3,762 | 3,967 | 4,061 | 3,885 | 3,844 |
| 公債費 | 1,668 | 1,613 | 1,518 | 1,549 | 1,612 | 1,594 | 1,512 |
| 普通建設事業費 | 2,158 | 2,775 | 3,512 | 3,507 | 4,002 | 1,716 | 1,716 |
| 物件費 | 1,259 | 1,577 | 1,722 | 1,722 | 1,722 | 1,722 | 1,722 |
| 補助費等 | 1,768 | 1,981 | 2,041 | 1,990 | 1,738 | 1,738 | 1,738 |
| 繰出金 | 1,793 | 1,809 | 2,082 | 1,905 | 1,905 | 1,905 | 1,905 |
| その他 | 1,189 | 679 | 750 | 545 | 695 | 694 | 584 |
| 合計 | 15,673 | 16,423 | 17,680 | 17,765 | 18,298 | 15,800 | 15,579 |

| | | | | | | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
| 歳入－歳出 | 508 | 555 | 528 | 186 | ▲ 816 | ▲ 830 | ▲ 716 |
| 翌年度繰越額 | 174 | 239 | 116 | 186 | 0 | 0 | 0 |
| 実質収支額 | 334 | 316 | 412 | 0 | ▲ 816 | ▲ 830 | ▲ 716 |

H29～H31財源不足額

▲ 2,362

| | | | | | | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 財政調整基金残高 | 6,043 | 6,210 | 6,377 | 5,600 | 4,784 | 3,954 | 3,238 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|

1 編成方針

様々な制度改革をはじめ地方を取り巻く情勢が大きく変わる中、地域間競争はなお一層激化し、各自治体では生き残りをかけた独自の自治体経営を進めている。

特に地方の自治体では、「**地域経営の視点による中長期的な行財政運営**」が重要であり、特に人口減少下での地域づくり、地方創生を実現していくうえでは、「**将来を見据えた独自の変革**」と「**地域特性を活かした内発的な活性化**」が重要なポイントであるといえ、施策の見直しのもと中長期的なビジョンをもった実効的な予算編成を進める必要がある。

そのため平成 29 年度の予算編成にあたっては、以下の「**3 つの基本姿勢**」を念頭に置き、「**6 つの重点施策**」を幹として各課等が英知を結集し横断的に取り組むこととする。

2 基本姿勢

予算要求にあたっては、既存・新規を問わず、以下の点に注視して事業を構築すること。

(1) 「多様な主体の協働」によるサービス提供

行政サービスとして過剰ではないか、産学官等で連携できないか、地域内外の多様な主体の協働により効果的かつ効率的な事業とすることはできないかを、再考すること。

(2) 「将来性や成長性」への投資

投資的な性質を持つ経費については、将来性を見込めるものであるか、また成長する可能性のあるものなのか、後にリスクを負う可能性がないかなどを十分検討し、明確な目標設定のもと実施手法や期間、総費用を精査した上で、本年度分の要求を行うこと。

(3) 「分散・拡張型」から「集約・変革型」へ

既存の見直しをせずに事業や制度を多岐に拡張していくのではなく、目的を絞り込み、類似するのは集約しながら効果を高める工夫をすること。また、3年以上経過しても改善効果が見られないものは、上乘せや拡張でなく抜本的な見直しを行うこと。

3 重点施策

(1) 実効性の高い安全・安心なまちづくり

総合振興計画の全庁横断課題である「安全・安心」については、対象ニーズを正確に分析し、サービスの必要な範囲を決め、実情に対応したより実効性の高い事業を計画・実施することで、市民の不安解消を図ります。

- ・ 自助共助による地域づくり （地域の問題解決、「小さな拠点」づくり、コミュニティビジネス）
- ・ 地域包括ケアシステムの構築 （予防・医療・介護、住まい・生活支援の一体的な提供）
- ・ 対象に応じた市民の健康づくり （医療費分析と予防対策、状況に応じた体力づくり）
- ・ 防災意識の高揚ときめ細かな災害対応 （多様なケースに対応できる災害体制づくり）
- ・ 子育てに関する不安解消 （情報共有と悩み軽減、産科・小児科との連携強化）
- ・ 持続可能な公共施設等の管理 （分野別の長寿命化計画策定、庁舎統合の検討）

(2) 成長性を重視した新たな産業政策

国をはじめ地方を取り巻く状況の大幅な変化に対応するため、既存の政策を見直し・再評価したうえで、成長性を重視した新たな産業政策への転換を図りながら、中長期的な地域産業づくりに取り組みます。

- ・ 産業政策の検証と再構築（事業評価、中期的な戦略の見直し）
- ・ 経営基盤の強化とニュービジネス（複合経営や法人化、異業種連携、6次産業化）
- ・ 交流人口増加に向けた民活支援（DMO、ツーリズム、アウトドア、土産物・食の開発）
- ・ 地域経済循環のための取り組み（2次消費を伴う循環モデルの検討）

(3) 移住・定住のための新たな展開

総合振興計画の全庁横断課題で、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「移住・定住」について、交流人口の増加と併せて、新たな切り口での伊佐暮らしを提案し、体験を通じて自発的な定住を促すために必要な体制づくりと戦略構築に取り組みます。

- ・ 移住・定住戦略の見直し、再構築（ターゲット、アプローチ・PR手法、助成制度）
- ・ 住宅流動化とニーズにあった住まいの提供（空家バンクの創設、建築業者との連携）
- ・ 移住お試し体験の充実（地域おこし協力隊、体験ツアー）

(4) 魅力ある地元進学・生徒招致の環境づくり

特に地元高校への進学・生徒招致の環境づくりを集中的に行うことで、子育て環境の改善及び地域人材の育成を図るとともに、小中学校においても地元高校や地域との連携を深めながら伊佐のふるさと教育を推進します。

- ・ 小中高連携強化（文化・スポーツ・学習など多様な交流機会の創出）
- ・ 高校魅力化の絞込みと取り組み強化（ニーズ分析、テーマ設定による選択と集中）
- ・ 小中学校の学力・体力向上と地域教育の充実（伊佐の特徴的な取り組み）

(5) スポーツによる地域活性化

誰もがそれぞれのステージで主体的にスポーツに親しむ健康づくりを促進し、特にリバースポーツについては、カヌー競技の国体等の開催地となることを契機に、全庁的な取り組みとして地域活性化につなげる取り組みを進めます。（重点スポーツの整理・体系化）

- ・ リバースポーツ（カヌー）の振興（国体等の準備、支援体制づくり、選手強化の環境整備）
- ・ リバースポーツを通じた地域活性化（合宿誘致、体験メニュー化、活性化支援体制づくり）
- ・ 健幸づくりスポーツの促進（スポーツに親しむ機会の提供、参加促進イベント、KOBAトレの普及）

(6) 中期的な経営計画の再構築

合併後10年を前に、将来を見据えた政策展開と行政運営を実現するために、事業再評価のもと実施計画や財政計画を再構築し、中期的な経営展望の具体化に取り組みます。

- ・ 業務見直しや民間活力の検討（アウトソーシング、PPP、組織機構再編）
- ・ 公共施設等の現状把握と優先度判断（個別の現況調査・施設管理方針、全体調整）
- ・ 実施計画と財源設定（実施計画、財政シミュレーション、起債計画）
- ・ 事業評価の手法見直し（事業評価シート、評価方法）

IV 予算編成にあたっての基本的な考え方

平成 29 年度の当初予算は、平成 27 年度までの成果及び平成 28 年度実施状況を検証することはもとより、「伊佐市総合振興計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を念頭に置き、「伊佐市総合振興計画実施計画」及び「伊佐市集中改革プラン【後期】」の年度別計画・数値目標に基づき編成する。

平成 29 年度当初予算は、総額 180 億円、一般財源ベースで 101 億円（平成 28 年度比▲5 億円）とする。政策効果が乏しい事業は徹底して削減し政策効果の高い事業に転換を図るなど、「何をどのように見直したか」という協議の結果が市民に見えるよう、全職員で責任ある予算要求を行う。

1 伊佐市総合振興計画実施計画との整合性

- ① 実施計画を踏まえた要求とする。よってその計画が空白の事業にあたっては、予算要求の対象外とする。

※ライブラリ→02 計画書→10 実施計画→実施計画（平成 28 年度から平成 30 年度）

- ② 「実施」と認められた事業にあっても、その後の状況変化などを加味し、事業費を更に精査した上で、実態に即した要求額とすること。
- ③ 政策係と協議済の新規・拡充事業については、廃止する事業を必ず提示した上で、予算要求の対象とする。
- ④ 説明会開催前に通知したとおり、通常管理を除く修繕・工事・委託等は、建設課と協議済のものについて、予算要求の対象とする。

2 伊佐市集中改革プラン（後期）の着実な実施

- ① 伊佐市集中改革プランの実施項目については、積極的に取り組むこと。
- ② 歳入については、「公の施設使用料の見直し指針」に基づき、「使用料・手数料等の見直しによる受益者負担の適正化」を積極的に行い、歳入確保に努めること。
- ③ 補助金については、「伊佐市補助金見直し指針」に基づき、各課が査定担当課として、必要性・費用対効果・経費負担のあり方について積極的に検証した上での要求とすること。
- ④ 数値目標が定められているものについては、積極的かつ計画的に取り組むこと。

3 公共施設再編への準備

「公共施設等総合管理計画」に基づき方針が決定されるまで、具体的な位置付けのない施設や未活用施設は、一時使用を除き施設の利用を凍結する。

【資料2】平成29年度一般財源歳入見込

(単位：百万円)

| | 27年度 (決算) | 28年度 (当初) | 29年度 (見通し) | 28年度対比% |
|---------------|--------------|--------------|---------------|---------|
| 市税 | 3,308 | 3,108 | 3,086 | △ 0.71 |
| 市民税(個人) | 759 | 750 | 733 | △ 2.27 |
| 市民税(法人) | 493 | 288 | 287 | △ 0.35 |
| 固定資産税 | 1,495 | 1,515 | 1,511 | △ 0.26 |
| 鉱産税 | 300 | 280 | 280 | 0.00 |
| 市たばこ税ほか | 261 | 275 | 275 | 0.00 |
| 地方譲与税 | 177 | 149 | 149 | 0.00 |
| 自動車重量譲与税 | 123 | 105 | 105 | 0.00 |
| 地方道路・地方揮発油譲与税 | 54 | 44 | 44 | 0.00 |
| 交付金 | 571 | 540 | 540 | 0.00 |
| 利子割交付金 | 3 | 3 | 3 | 0.00 |
| 地方消費税交付金 | 527 | 509 | 509 | 0.00 |
| 地方特例交付金 | 8 | 8 | 8 | 0.00 |
| 自動車取得税交付金ほか | 33 | 20 | 20 | 0.00 |
| 地方交付税 | 6,345 | 5,700 | 5,782 | 1.44 |
| 普通交付税 | 5,434 | 5,050 | 5,142 | 1.82 |
| 特別交付税 | 911 | 650 | 640 | △ 1.54 |
| 地方債 | 528 | 450 | 300 | △ 33.33 |
| 臨時財政対策債 | 528 | 450 | 300 | △ 33.33 |
| 財産収入 | 46 | 32 | 32 | 0.00 |
| 前年度繰越金 | 345 | 80 | 0 | 0.00 |
| 基金繰入 | 7 | 491 | 161 | △ 67.21 |
| 諸収入及びその他 | 57 | 52 | 50 | △ 3.85 |
| 一般財源歳入計 | 11,384 | 10,602 | 10,100 | △ 4.73 |
| 各課配分可能一般財源 | | 4,184 | 3,610 | △ 13.72 |